

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第五章 農民組合総同盟の結成まで

第五節 農民組合総同盟結成大会

五三年一月二一日第一衆院議員会館で総同盟の結成大会が挙行された。参加者は、北海道、東京都ほか三十九県の、全農、日農新農村建設派、全農連傘下の農民同盟などの団体代表二百余名で、松永(全農)、日野(日農)、東(農民同盟)を議長におし、つぎの議事をすすめた。

- (一) 農民組合総同盟結成の件
- (二) 農業団体再編成反対の件
- (三) 肥料価格値下要求の件
- (四) 活動方針決定の件
- (五) 予算決定の件
- (六) 名称綱領規約決定の件
- (七) 役員選挙の件
- (八) 宣言発表

右の議題をそれぞれ討論決定したが、名称については「農民総同盟」として広汎な農民を組織する必要ありとの意見もでたが、本同盟はあくまで現存する全農、日農新農村建設派、農民同盟等の連合体、合議体であるから農民組合総同盟とする、との意見が大勢を制し、そのように決定された。

役員選出は、大会委員長報告の通り、書記長稲富稜人(全農書記長)、顧問杉山元治郎(全農顧問)、平野力三(全農会長)、事務局長東隆(農民同盟)等に決定した(役員氏名は第六章「農民団体の現状」を見よ)。

なお、総同盟参加の組織勢力は次の通りという(「農民組合新聞」第七五による)。

(全農) 青森、山形、福島、新潟、富山、長野、山梨、千葉、茨城、埼玉、静岡、愛知、岐阜、三重、奈良、和歌山、大阪、兵庫、京都、滋賀、山口、島根、香川、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、石川、福井

(日農) 新潟、秋田、群馬、神奈川、東京、大分、鹿児島、徳島、広島、大阪、岩手、徳島、宮城、宮崎、島根、鳥取、熊本、福島、長野

(農民同盟) 北海道、長野

(地方単組) 土佐農組、島根農協組、栃木県農組、岐阜県農民団体協議会
農民総同盟の宣言、綱領、運動要綱はつぎの通りである。

(宣言)

……日本の農村をすくうものは、資本主義的自由経済でもなければ共産主義的破壊革命でもない。われわれは農業の公益的性格を明確にし、その計画化と協同化、農民生活向上への道を突進せねばならぬ。これに応うものは民主社会主義を精神とする新しき農民運動の展開と、かかる使命を負担するに足る農民組織の確立である。

わが国の農民運動は、戦前の小作争議を中心とする血みどろの戦のうちに成長し、その誇るべき伝統をいまなお保持しつつ、全農、日農、農民同盟その他の組織として今日にいたっているが、いまやこれらの農民団体と新鋭の組織を加えて、ここに農民組合総同盟の結成をみるにいたったことは、われわれの最も欣快とするところである。

すでに農民組織の三分の二を掩有するわが農民組合総同盟は、今後活発なる闘争を通じて、全国の農山漁村にわたり、その組織を拡大し、都市独占資本とその代弁たる反動政府ならびに農村における保守勢力を相手として、全耕作農民の総力を結集して戦うであろう。

一九五三年一月二一日

農民組合総同盟結成大会

(農民組合総同盟綱領)

総同盟結成大会 五三・一・二一決定

- 一、われらは民主社会主義、協同社会主義の理念に立ち健全なる農民運動の推進を期す。
- 二、われらは加盟農民団体の連絡を強化し民主的農民組織の統一的発展を期す。
- 三、われらは耕作農民の政治的、経済的、社会的向上を通じて新農村の建設とより高き人類文化の創造を期す。

(農民組合総同盟運動要綱)

—総同盟結成大会、五三・一・二一決定

一、組織目標

農業を繞る諸問題を解決するものは農民の政治力である。

日本農民が今日ほど強力なる政治力を必要としている秋はない。しかるに農民の大多数は孤立分散し、各個行動をとるため全人口の約半ばを擁しながらその政治力はきわめて弱体である。

われわれはかかる点にかんがみ強大なる農村政治力結集のため農民組織を最大限に強化せねばならぬ。

本同盟の運動は過去の小作組合にみる如き農民運動でなく耕作農民のあらゆる階層をふくむ全農民共通の利益擁護の運動である。

従ってその組織は、農村の未組織分野に積極的に組織の手を延ばすは勿論、既存のあらゆる民主組織を傘下に抱擁して全村農民の民主組織の中核となり、その利益を代表する主体組織たるの実を備えねばならぬ、組織の拡大について留意すべきは組織が意識水準の低い分野に拡大していくに従って、ともすれば運動の基本精神をぼかし、その革新性、戦闘力をにぶらす惧れが少くないので、組織は常に明確なる民主社会主義の信念の把持者によって指導推進さるべきである。

本同盟加盟の各団体は各々の地区において組織相互の提携を緊密にし、協同活動を通じつねに農村における民主的諸運動の規範となるべく心がくべきである。

二、活動目標

過去の農民運動が主として土地所有権をめぐる地主対小作の対立闘争を中心として行われたのに対し、今日の農民運動は資本主義に立つ国家権力、都市資本、残存せる地主的勢力等の農民搾取圧迫を排除し、進んで国の積極的農業投資によって農業の社会主義化を図るにある。

即ち日本国家の直面する最大の課題、食糧自給の確立、農業の近代化を妨げている経営の零細化の解決、農業人口問題としての二、三男対策をはじめ一切の農業問題の解決は資本主義下における農業のぜい弱性を除去し、その国家的重要性、公益性を積極的に発揮せしめるため国家資本の思い切った農村投資を促進する等農業の社会

化、計画化をはからねばならぬ。これは現に保守政治によって行われている農業組織を現状に放置し農村搾取と併行してなされる農業助成政策とは本質的に異なる新しい農業組織の社会主義的建設を内容とするものである。

三、活動の分野(1)農村活動

本同盟は農政面における農民の利益を代表する活動を行う。その農政活動は耕作農民の職能的基盤のうえに行われるものであるから、国民的基盤のうえに政策を決定する政党の政治活動と異なる。また政党が直接間接に政権を担当して政策の実現をはかるのに対してわれわれの行う運動は外部から働きかけ、その要望する政策の推進をはかるものである。

いままで農政活動といわれたものに、かつての帝国農会によって代表された政府の農業政策に協力する民間的活動がふくまれ、しかも政府はこれに補助金を支出して、これを推進することが行われたが、農民団体の行う農政活動はあくまで政府とは独立に耕作農民の自主的な政治的利益代表として行われるべきものである。

四、活動の分野(2)教育活動

本同盟は農政活動のかたわら教育宣伝活動を行い、農民に対する啓発宣伝、指導者の養成を行う。農村の政治的、経済的、文化的なあらゆる立遅れを取りもどしその向上を図るには農民の意識水準を高める有能なる指導者の養成が必要である。われわれはかかる点にかんがみ民主社会主義、協同社会主義の思想宣伝、その指導者の養成、そのための農民学校の経営、文書活動による農民大衆への啓発宣伝の活発化等の文化教育活動を積極的に展開せねばならぬ。

五、活動の分野(3)新農村建設運動

本同盟はその活動を通じて、新農村建設の基礎となる使命を果すものとする。すなわち自治体、農協その他の機関と表裏一体となって農民の利益をつねに代弁するとともにあらゆる機関を農村ボスの支配から農民大衆の手に収めることによって農村の民主化をはからねばならぬ。

自治体、各種委員会、農協等に対する農民団体の役割はその背後にあって推進し、監視し、協力することである。農民団体のバックの無いこれらの機関は容易にボスによって支配されることになる。

六、日常活動

- 1 開墾、干拓、土地改良等農地の拡張または改良事業の推進のための活動
- 2 薪炭、採草地、牧野等の解放または使用権設定の促進に関する活動
- 3 土地取上げ反対並びに小作条件の合理化に関する活動
- 4 農地並びに農業施設の全額国庫負担による災害復旧促進及び被災農民の生業並びに生活保障実施のための活動
- 5 単作地帯、急傾斜地帯、特殊土壌地帯、湿田地帯、砂丘地帯等特殊農業地帯の振興に関する活動
- 6 有畜農業の発展、農業機械化の促進その他農業技術の近代化と協同化による経営改善のための活動
- 7 肥料、農機具、農薬等農業資材の確保と価格の適正化並びに合理的配給制度確立のための活動
- 8 病虫害防除の全額国庫負担による普及徹底に関する活動
- 9 農産物価の適正価並びに価格支持制度確立のための活動
- 10 自主的供出制度の確立と供出割当の適正化のための活動
- 11 農家負担課税の軽減並びに賦課方法の適正化のための活動

- 12 農産金融の整備拡充と融資条件改善のための活動
- 13 農業協同組合の組織並びに経営の強化刷新と商業資本の農村搾取反対のための活動
- 14 農業技術指導制度の拡充と技術員の身分保障のための活動
- 15 農民を包括する総合的社会保障制度樹立のための活動
- 16 農民に対する社会教育並びに農村指導者養成のための活動
- 17 住宅改善、栄養食普及、計画産児の奨励等生活改善のための活動
- 18 農家の二、三男その他過剰人口の就労対策並びに季節的失業対策樹立のための活動
- 19 農業団体法制定のための活動
(農民組合総同盟規約)

第一条 本同盟は農民組合総同盟と称し、事務所を東京におく。

第二条 本同盟は全国農民組合、日農新農村建設派、農民連盟その他の農民団体にして本同盟の承認する団体をもって組織する。

第三条 本同盟は加盟団体の自主性を尊重しつつ、その連絡を通じ、綱領決議の実現を期することを目的とする。

第四条 本同盟は府県郡市町村を区域とする同盟組織をもうけることができる。

第五条 本同盟はその目的を達成するために左の事業を行う。

- 1 農村政治力結集のための組織活動
- 2 農民の経済的利益を伸長するための農政活動
- 3 農民の生活向上のための文化活動
- 4 農村に関する情報並びに知識普及のための教育活動
- 5 参加各団体の提携連絡による統一の促進

第六条 本同盟に左の機関を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会

第七条 本同盟に事務局をおく、事務局の構成は常任理事会において定める。事務局には必要に応じて部局を置くことができる。

第八条 本同盟に左の役員をおく。

会長、副会長、理事、常任理事、会計、会計監査、顧問

第九条 本同盟の経費は加盟団体の負担とし、総会において定める。

第一〇条 本同盟に加入せんとする団体はその正式機関の決議を経て文書をもって申入れ、常任理事会の承認を得るを要す。本同盟を脱退せんとするときは文書を以て届出で常任理事会の承認を要す。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
